



法改正情報 (改正があった労働・社会保険等の改正ポイントです)

●労使トラブルに「合同労組」が関与するケースが増加 — 「合同労組」関与の事件割合が過去最高

近年、労使トラブルに「**合同労組**」「**ユニオン**」などと呼ばれる団体が関与するケースが増えていると言われていますが、そのことがデータ上からも明らかになりました。

先日、中央労働委員会から、「平成22年 全国の労使紛争取扱件数まとめ」が発表されましたが、「合同労組」が関与した**集団的労使紛争事件の割合が69.8%**(前年比3.1%増)となり、**過去最高**となったことがわかりました。

1. 「合同労組」の特徴

この「**合同労組**」には、“**柔軟路線**”をとる組合、イデオロギー性の強い“**労使対立路線**”をとる組合など、その性格は様々です。また、“**労使対立路線**”の組合の中にあっても、冷静に落としどころを考える組合、逆にあまり考えない組合もあるようです。

さらに、組合の交渉担当者によって会社への対応が変わってくるケースもあります。また最近では、小規模な「**地域労組**」(コミュニティ・ユニオン)と言われる団体も増加しており、組合としての統制が本当にとれているのか、疑問の生じるケースもあるようです。

2. 駆け込み訴え事件の増加

労働者が、労使トラブルの解決のため合同労組に加入し、その合同労組が使用者に**団体交渉**を申し入れてくる例も多くあります。

先ほどの**中央労働委員会**のまとめでは、**懲戒**や**解雇**などの処分を受けた後に**労働者が加入した組合から調整の申請**があった「駆け込み訴え事件」の占める割合は36.8%(前年比横ばい)で、**過去最高**となっています。

3. 対応として重要なことは？

これら「**合同労組**」「**ユニオン**」などから団体交渉の申入れがなされた場合、**初めにとるべき対応が重要**となります。安易に団体交渉の**申入れに応じてはいけません**し、組合側が求めてくる「**労働協約**」の締結要求にも注意が必要です。

団体交渉の申入れがあった場合には、専門家に相談する等しながら、しっかりと**事前準備を行う**ことが重要です。



7月の税務と労務の手続 (提出先・納付先)

- 10日
 - 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
 - 特例による源泉徴収税額の納付<1月～6月分> [郵便局または銀行]
 - 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
 - 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]
- 11日
 - 労働保険の概算・増加概算・確定保険料・一般拠出金申告書の提出期限<6月1日～7月11日> [都道府県労働局または労働基準監督署]
 - 健保・厚年被保険者報酬月額算定基礎届の提出期限<7月1日～11日> [年金事務所または健保組合]
- 15日
 - 所得税予定納税額の減額承認申請<6月30日の現況>の提出 [税務署]
 - 身障者・高齢者・外国人雇用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 31日
 - 所得税予定納税額の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
 - 固定資産税<都市計画税>の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
 - 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、4月～6月分> [労働基準監督署]
 - 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
 - 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
 - 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]



トピック (最近の記事の中から労務管理上注目すべき情報を抜粋しました)

●大震災以降の採用予定人数、「変わらない」78.0%/民間調査

ソフトバンク・ヒューマンキャピタルは14日、採用担当者400人を対象とした意識調査の結果を発表した。東日本大震災以降の採用予定人数の変化を聞いたところ、「増えた」7.0%、「減った」15.0%、「変わらない」78.0%となっている。

後記 — 「主婦年金問題」で救済案が明らかに
年金資格の変更を届け出ずに保険料未納になっていた主婦についての救済案がまとまったようです。保険料の未納分について過去10年分の追加納付を認めて将来もらう年金を増やせるようにし、また、年金が過払いになっている受給者には過去5年分の返還を求めるとし、公平性に配慮した内容となっています。なお、この案は3年間の時限措置として実施されるようです。
厚生労働省では昨年12月に未納期間を納付済みにするの特例(いわゆる「運用3号通知」)を出しましたが、批判が噴出し、厚生労働大臣がこの特例を撤回しました。
救済策の基本方針は、「保険料の追納を認める」、「未納期間をカラ期間(年金受給資格が得られる加入期間)として算入する」です。
未納分については過去10年分に限りて保険料を追加納付することが認められますが、現役世代では直近10年間、すでに年金を受給している高齢者については50～60歳の10年間で生じた未納期間分を追納の対象としています。
年金の被保険者資格の変更は本人の届出によるため、どうしても漏れがちになります。
不整合期間の再発防止のため、救済案では第3号被保険者の種別変更を進めるための対策を講じる必要があるとの指摘もされており、今後の動きが注目されます。